

青森県報

第四千三百四十号

平成二十九年
八月二十三日
(水曜日)

目次

告 示

- 農業振興地域の指定……………(構造政策課) ……一
- 農業振興地域の指定の一部改正……………(同) ……一
- 右 同……………(同) ……二
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二
- 肥料の登録……………(食の安全・安心推進課) ……二
- 公安委員会……………(会 計 課) ……三
- 電子計算機等賃貸借契約に係る一般競争入札……………(会 計 課) ……三

告 示

青森県告示第五百九十二号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六條第一項の規定により、農業振興地域を次のとおり指定するので、同条第五項の規定により告示する。

その関係図面は、青森県農林水産部構造政策課及び三八地域県民局地域農林水産部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| 地域名 | 区 域 |
|------|---|
| 五戸地域 | <p>五戸町の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域</p> <p>1 字上新井田前、字古堂、字川原町裏、字伝兵衛丁、字川原町、字川原町西裏、字上大町、字堀合、字下大町、字沢、字天満、字古館脇、字鍛冶屋窪上ミ、字中道十文字、字下中崎、字中崎、字熊ノ沢、字熊ノ沢頭、字市川道十文字、字下モ沢向、字沢向、字下タノ沢頭、字下タノ沢、字横丁、字博労町、字新町、字新丁、字荒町、字狐森、字観音堂、字愛宕後、字愛宕下タ、字愛宕丁、字神明後、字追分、字土井頭、字新蔵長根、字川原町下裏及び大字倉石又重字大猪久保の区域</p> <p>2 字野月、字館、字古堂後、字油出、字八景、字狐森北、字天満後、字古館、字古館向、字新田窪、字竹原、字中道、字正場沢長根、字正場沢、字古街道長根、字二本柳、字大渡、字下長下タ、字地藏岱、字豊間内字地藏平、大字倉石石沢字駒袋、大字倉石石沢字地藏沢、大字倉石中市字寺久保、大字倉石中市字津久志森、大字倉石中市字安部沢、大字倉石中市字八益久保、大字倉石中市字清水頭、大字倉石中市字天満、大字倉石中市字清三久保、大字倉石中市字大畑平、大字倉石中市字寺後、大字倉石又重字清次郎久保、大字倉石又重字小間沢、大字倉石又重字長坂、大字倉石又重字沢内、大字倉石又重字外狐久保、大字倉石又重字大須賀山後、大字倉石又重字金佐久保、大字倉石又重字月谷久保、大字倉石又重字上エ平、大字倉石又重字西ノ沢、大字倉石又重字砂取、大字倉石又重字前平、大字倉石又重字寺ノ上の区域内の土地であつて次の図面の赤色で着色した部分に該当するものの区域</p> |

(「次の図面」は、省略する。)

青森県告示第五百九十三号

昭和四十六年二月二十日青森県告示第百三十九号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を6とし、8を7とし、9を8とし、10を9とし、11を10とする。

青森県告示第五百九十四号

昭和四十六年十二月二十五日青森県告示第千九十九号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

表の8五戸地域の項を次のように改める。

| | |
|---|----|
| 8 | 五戸 |
|---|----|

青森県告示第五百九十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十九年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|------------------------|----------|----------|
| 発起人の住所及び氏名（名称） | 区 域 | 区 分 |
| 下北郡東通村大字白糠字下馬坂五〇 西山 孝行 | 白糠区域及び小 | 小型（定置漁業で |
| 下北郡東通村大字白糠字回流七二 東田 加代子 | 田野沢区域及び小 | あって、甲の地 |
| | 白糠漁業協同 | 区の者が行う漁 |
| | 組合の地区及 | 業 |
| | び小田野沢漁 | |

平成二十九年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条第一項の規定により、平成二十九年八月三日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

肥料の登録

登録番号 三八〇号 加工家さん 機 トウホク有 窒素全量 二・五 りん酸全量 五・〇 加里全量 三・〇 公定規格 のとおり 株式会社濱田 製作所 広島県市川 丁町小仁方一 五丁目二五の三

| | | |
|---------------------------|---------------|----------|
| 下北郡東通村大字猿ヶ森字村中二六 橋本 喜一 | 猿ヶ森区域 | 底建網漁業 |
| 下北郡東通村大字猿ヶ森字尻旁道三三の二 石田 勝信 | 猿ヶ森漁業協同組合の地区 | |
| 上北郡東北町旭南四丁目三一の五八一 浜田 商一 | 小川原湖区域 | 総トン数十トン |
| 上北郡東北町字船ヶ沢六三の四 浜田 良博 | 小川原湖漁業協同組合の地区 | 未滿の漁船により |
| | | り行う船びき網 |
| | | 漁業 |

公 告

肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条第一項の規定により、平成二十九年八月三日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十九年八月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|------|-------|---------|-----------------------------------|-----------|---------------------------------|
| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量（パーセント） | その他の規格 | 生産業者の氏名又は名称及び住所 |
| 三八〇号 | 加工家さん | 機 トウホク有 | 窒素全量 二・五 りん酸全量 五・〇 加里全量 三・〇 | 公定規格 のとおり | 株式会社濱田 製作所 広島県市川 丁町小仁方一 五丁目二五の三 |

公 安 委 員 会

電子計算機等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十九年八月二十三日

青森県警察本部長 住 友 一 仁

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における設置、設定、保守及び撤去等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

二 電子計算機等（免許台帳ファイリングシステム県間通信装置）一式

二 賃貸借期間

平成三十年三月一日から平成三十五年二月二十八日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 設置場所等

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十九年二月十日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であり、かつ、競争入札参加資格の格付の有効期間について、平成二十九年十月一日以降の期間における更新手続を行っている者であること。

3 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずるものであるとして、地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 納入する機器等について、青森県警察本部で示した仕様を満たすこと及び履行体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十九年九月二十二日までに青森県警察本部長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課調度係
電話 ○一七―七二三―四二一一

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市新町二丁目三の一
青森県警察本部会計課調度係
電話 ○一七―七二三―四二一一

2 入札書の提出期限

平成二十九年十月十二日 午前十時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部三階第二会議室

平成二十九年十月十二日 午前十時十五分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除とする。

八 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度の契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

九 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書により義務付ける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち一か月分に相当する金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって平成二十九年年度の契約金額とする。ただし、平成三十年年度から平成三十三年度までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じて得た額とし、平成三十四年度の契約金額は落札価格に十一を乗じて得た額とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Computer System 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

10:00 a.m. October 12, 2017

3 Contact point for the notice:

Supply Section

Finance Division,

Aomori Prefectural Police HQ

2-3-1 Shimamachi

Aomori City, Aomori 030-0801

Japan

TEL 017-723-4211

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭